

こども・未来プラン後期計画 重点施策 中間評価について

平成 25 年 11 月 11 日

目 次

子育て目標	No.	重点施策名称	ページ
安心して出産	1	母子保健・母子医療の充実	3
いきいき子育て	2	保育・子育て支援サービスの充実	4
	3	学校・家庭・地域が連携した教育コミュニティづくりの推進	5
	4	小学校区を核とした地域力の再生～部局連携による取組～	6
一人ひとりを大切にする	5	地域における防犯活動と非行防止活動の推進	7
	6	安全で安心な学びの場づくりの推進	8
	7	障がい児の地域生活支援	9
	8	児童虐待防止ネットワークと各機関の機能強化	10
	9	社会的養護の拡充	11
がんばりを応援	10	小・中学校における学力向上への取組の充実	12
	11	府立高校の充実	13
	12	支援教育の充実	14・15
	13	子どもたちの健康と体力づくりの推進	16
	14	熱意ある人材の確保及び教員の力の向上	17
	15	学校の組織力とチーム支援の強化	18
	16	公私立高校生セーフティネット	18
豊かな心を育む	17	豊かな心をはぐくむ取組の充実	20・21
	18	責任を持って行動できる大人への育成支援	22
	19	文化を通じた次世代育成	23
自ら決める力を養う	20	職業教育の推進～産学接続コース～	24
	21	障がい児の就労支援・障がい者の雇用促進	25
自立し、次代を担う大人へ	22	若年無業者（ニート）の支援	26
	23	若者の就職支援～JOB カフェ OSAKA(→OSAKA しごとフィールド内 JOB カフェコーナー(平成 25 年 9 月より))～	27
	24	市町村と連携した地域支援ネットワークの構築	28

重 点 施 策 中 間 評 価 票

施策名称	1 母子保健・母子医療の充実	関 係 部 局	健康医療部医療対策課、健康づくり課
施策体系	【基本方向Ⅰ】 安心して喜びをもって子どもを生み、育てることができる社会づくり		
			【子どもの将来像】 愛情に包まれた子ども 【子育て目標】 安心して出産
施策概要	<p>◆かかりつけ医のいない「ハイリスク妊婦」の未然防止と支援体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 妊婦検診公費負担回数を「6～14回」まで拡充した市町村に対し、府で基金を造成し、助成します。 ○ 未受診や飛び込みによる出産等をするいわゆる「ハイリスク妊婦」について、その実態を調査し、その未然防止や出産前後の保健医療等における支援体制の構築等につなげていきます。 ○ 産婦人科一次救急医療ネットワーク整備事業：府内を3つの区域に分け、当番制により受け入れ担当病院を決定。当番病院は患者受け入れに必要な体制を確保し、救急搬送を必ず受け入れます。 <p>◆周産期緊急医療体制のさらなる充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 府立母子保健総合医療センターに、府内の緊急搬送が必要なハイリスク妊婦の搬送先調整を担う専任医師をコーディネーターとして配置します。 		
中間評価	<p>取組みの成果</p> <p>◆かかりつけ医のいない「ハイリスク妊婦」の未然防止と支援体制の確立</p> <p>【妊婦健康診査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 妊婦健康診査支援基金については、平成21年3月に設置し、平成22年度から妊婦健康診査計14回のうち6～14回分の1／2を各市町村に助成している。 (妊婦健康診査受診者数：H22：438,458人、H23：445,411人、H24：398,506人) *政令・中核市を除く <p>【未受診や飛び込みによる出産等の実態調査及び支援体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 未受診や飛び込みによる出産等の実態調査については、平成21年度から大阪産婦人科医会に委託して調査を実施してきたが、年々増加傾向となっている一方、望まない妊娠・出産に悩む妊婦などの社会的ハイリスク妊婦に対して、府立母子保健総合医療センターに電話やメールによる相談事業「にんしんSOS」を平成23年10月3日から開設している。 (未受診妊婦数：H21 152人、H22 148人、H23 254人、H24 307人) (相談件数：実人数1,702人、延べ人数2,182人 うち電話60%・メール40%) *平成23年10月3日～平成25年8月31日) ○ 産婦人科一次救急医療ネットワーク整備事業においては、夜間休日に府内を3つの区域に分け、実施日ごとに受け入れ担当病院を決定する当番制により受入医療機関を確保する体制を平成21年7月から実施しており、11病院が当番病院として参画している。本府の救急搬送件数(除く転院搬送)のうち照会回数が4回以上の割合は平成20年以降続けて減少しており、平成22年までにはほぼ半減している。また、照会回数11回以上はゼロとなっている。 <p>◆周産期緊急医療体制のさらなる充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 周産期緊急（母体）搬送コーディネーターは、医師同士の信頼関係をもとに、課題が多い要請に対しても搬送先の選択を行い易くすることで、従来の搬送先選択に要する時間を短縮することが可能となっている。コーディネーターの活動実績は毎年150～170件程度で推移しており、府内の緊急母体搬送の約10%程度が周産期緊急（母体）搬送コーディネーターにより調整されている。 <p>課題と対応</p> <p>◆かかりつけ医のいない「ハイリスク妊婦」の未然防止と支援体制の確立</p> <p>【妊婦健康診査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 妊婦健康診査については、昨年の子ども・子育て支援法により市町村事業として位置づけられ、平成25年4月から国から普通交付税措置に移行したため、基金は廃止となった。 <p>【未受診や飛び込みによる出産等の実態調査及び支援体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「にんしんSOS」の啓発活動の拡大、関係機関との連携体制の強化や他府県の相談窓口との連携などが必要である。 <p>◆周産期緊急医療体制のさらなる充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 周産期緊急（母体）搬送コーディネーターを含む医療連携体制は、今後も関係機関の協力により維持していくことが必要である。 		

重 点 施 策 中 間 評 価 票

施策名称	2 保育・子育て支援サービスの充実	関 係 部 局	福祉部子ども室、大阪府教育委員会、府民文化部私学・大学課
施策体系	【基本方向Ⅰ】 安心して喜びをもって子どもを生み、育てることができる社会づくり		【子どもの将来像】 愛情に包まれた子ども 【子育て目標】 いきいき子育て
施策概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村と連携しながら保育所入所枠を拡大とともに、多様な保育・子育て支援のニーズに応えるため、保育所での保育時間の延長、休日・夜間対応などを支援します。 ○ 幼稚園での預かり保育の充実を図るなど、希望するすべての人が、必要な時に保育・子育て支援サービスを受けることができる環境整備を進めます。 ○ 地域福祉分野や子育て支援分野において、市町村の地域の実情に沿った取組を支援するため、「地域福祉・子育て支援交付金」を交付します。 ○ 本計画や「市町村次世代育成支援行動計画（後期計画）」の目標達成に向け、“私のまち”ならではの市町村独自事業や、全国をリードする“大阪”ならではの市町村提案事業の積極的な展開をさらに支援するため、「子育て支援分野特別枠」を創設し、市町村の取組を支援します。 		
取組の成果	<p>【保育所入所児童】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 安心こども基金を活用した保育所整備に努め、待機児童解消に取り組む市町村支援を実施しているところであります、平成24年度末における入所児童枠は74,469人となり、平成26年度末の目標値（75,038人）に向けて着実に取組が進んでいます。 <p>【幼稚園での預かり保育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 私立幼稚園においては、11時間以上開園実施園が252園（H27目標：270園）となり、共働き世帯のニーズに対応できる体制を整えています。 <p>【多様な子育て支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 多様な保育ニーズへの対応のうち、主として保育所で実施される特定保育は既に目標達成している。 ○ 「地域福祉子育て支援交付金（子育て支援分野特別枠）」を活用し、市町村で実情に応じた取組が進められている。 		
中間評価	<p>【保育所入所児童】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所入所枠の拡大は、目標に向けて取組が進んでいるものの、待機児童自体は増加傾向であり、待機児童のいない市町村は21市町村から19市町村へと減少していることからも、計画策定時に見込んでいた需要量以上に保育所への入所ニーズが増加しており、引き続き待機児童解消加速化プランを活用するなどして、待機児童解消に取り組む市町村を支援していく必要がある。 ○ 平成27年度からは、子ども・子育て新制度のもと、待機児童解消をはじめとする様々な子育て支援の取組を市町村と共に進めていく。 <p>【幼稚園での預かり保育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子ども・子育て支援新制度においては、認定こども園へ移行することで、施設型給付の担い手となることから、今後も市町村と連携した取り組みを進めていく必要がある。 <p>【多様な子育て支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 多様なニーズへの対応のうち、夜間・休日保育や病児病後児保育は、平成21年度から進捗がないなど目標達成が見込めない。これらは、新制度移行に供するために実施する市町村ニーズ調査を基に各市町村の需要量の見込みや実態を聴取し、市町村で目標達成の妨げとなっている原因を分析する必要がある。 ○ 保育・子育て支援サービスの量的充実について、総合的には概ね計画通り進んでいるといえるが、次期計画期間においても必要な人が必要なときに保育・子育て支援サービスを受けることができるよう、引き続き保育子育て支援サービスの量的充実を進めていくとともに、質的拡充についても取り組む必要がある。 ○ 子ども・子育て支援新制度へ移行後も、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の目標達成や多様な子育て支援を実現するために、大阪府として市町村に対する財政的な支援を引き続き検討していく必要がある。 		

重 点 施 策 中 間 評 価 票

施策名称	3 学校・家庭・地域が連携した教育コミュニティづくりの推進	関 係 部 局	大阪府教育委員会市町村教育室地域教育振興課、 福祉部子ども室子育て支援課
施策体系	【基本方向Ⅰ】 安心して喜びをもって子どもを生み、育てることができる社会づくり		【子どもの将来像】 愛情に包まれた子ども 【子育て目標】 いきいき子育て
施策概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校と家庭・地域が一体となって、子どもたちの学びと育ちを支える「教育コミュニティ」づくりの一層の推進を図ります。 ○ 家庭において、保護者が自らの役割を確認し、自覚に基づいた行動につながるよう、多様な学習・交流機会を提供するとともに、地域における家庭教育支援体制の構築を図ります。 ○ 子どもたちの生活リズムの確立・向上に向けた取組を推進します。 		
取組の成果	<p>【学校支援の取組みの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全 228 中学校区（政令市・中核市を除く）において、学校支援地域本部等による学校支援活動が展開されており、地域住民が主体的に学校を支援する体制が継続されている。 <p>【放課後子ども教室（おおさか元気広場）の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 放課後等に、安全で安心な子どもの活動場所を確保するとともに、子どもの体験・交流活動や学習活動等の活性化を地域社会全体で推進する「おおさか元気広場」の活動が約 87% の小学校区で実施されている。 ○ 放課後児童クラブとの連携や放課後等の学習支援、障がいのある子どもの活動参加を推進するため、学校訪問や市町村教育委員会へのヒアリングを通じて好事例を収集し情報提供するとともに、府内の特色ある取組を紹介する「大阪府放課後子どもプラン実践事例集」を作成した。 <p>【家庭教育支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全市町村（政令市を除く）において、家庭教育（子育て）に関する学習・交流機会を提供しており、保護者が地域・住民とつながりを持つきっかけをついた。 ○ 「家庭教育支援スキルアップ研修（2回）」を実施し、家庭教育支援に関わる人材の学習・交流機会の充実を図った。 <p>【生活リズムの確立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校給食等の充実による食育推進についても、H26 年度の目標達成に向けて進んでいる。 ○ 就学前の子どもたちの生活習慣にかかる実態を把握し、就学前の児童を対象に生活習慣向上、保護者啓発、保護者支援体制の整備に関する取組を行った。 		
中間評価	<p>【学校支援の取組みの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティアやコーディネーターの確保、研修の実施など、地域人材の育成・定着に向けた取組や、小・中学校における活動拠点の活用を促進するなど、学校教育活動と連携した学校支援地域本部のさらなる活性化を図るための取組が必要である。 ○ 地域で展開されている学校支援活動や地域教育活動の情報発信や、多様な活動団体との連携により、ネットワークづくりを進める必要がある。 <p>【放課後子ども教室（おおさか元気広場）の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもたちの体験活動や学習活動の充実を図るため、ボランティアの確保、研修の実施など、地域人材の育成・定着に向けた取組を促進する必要がある。 ○ 障がいのある子どもの放課後等の活動への参加や放課後児童クラブとの連携をさらに促進する必要がある。 <p>【家庭教育支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域での家庭教育支援に関わる人材の育成やネットワークづくり、学校・市町村・関係機関等との連携・情報交換の一層の推進が必要である。 ○ 保護者や児童・生徒に対する親学習の機会の増加とその周知を図る必要がある。 ○ 子育てに不安や負担感を持ち、地域から孤立しがちな保護者に対する支援の促進が必要である。 <p>【生活リズムの確立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 食育につながる学校給食の充実を引き続き進めるとともに、保育所や幼稚園においては生活リズム向上のための児童用チャレンジカードや保護者向けリーフレットを周知していく。 		

重 点 施 策 中 間 評 価 票

施策名称	4 小学校区を核とした地域力の再生 ～部局連携による取組～	関 係 部 局	府民文化部府民男女参画・府民協働課
施策体系	【基本方向Ⅰ】 安心して喜びをもって子どもを生み、育てることができる社会づくり		
			【子どもの将来像】 愛情に包まれた子ども
			【子育て目標】 いきいき子育て
施 策 概 要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「小学校の校庭の芝生化」で芽生えつつある動きを本格的な地域力再生へとつなげていくため、小学校に学校支援地域本部をはじめとする地域住民の交流・活動拠点を整備するとともに、この拠点を活用し、小学校区単位で防犯、防災、高齢者の見守りなど住民主体の取組が広がるよう支援します。 		
中 間 評 価	取 組 の 成 果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小学校区を核とした地域力再生支援 公立小学校で実施している運動場の芝生化推進事業等を通じた動きを本格化させ、地域力再生を目指すため、小学校に学校支援地域本部をはじめとする地域住民の交流・活動拠点を整備するとともに、これを活用して各部局が総合的かつ横断的に連携し、教育、防犯、防災、福祉など地域課題に応じた取組みを通じて地域力再生を推進する「地域力再生支援補助金事業」を実施した。 事業取組み総数 37市町村 381校区 	
	課 題 と 対 応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域力の再生支援に向けた重点的な取組み 地域力再生支援事業終了後の課題として、一部の市町村において、「地域格差の拡大」、「活動の担い手不足」、「地域住民の高齢化」等、地域力再生を阻害する要因が顕在化しているという指摘があったが、地域力を再生、涵養するには不断の取り組みが必要であることから、防犯、防災、まちづくり等の分野の府の事業を重点的に取組み、事業を通じて課題の解決を図っていく。 さらには、今後、地域力再生支援事業終了から3年間提出される成果報告書等を通じて、引き続き施策の検証・把握に努めるとともに、府のホームページ等を通じた市町村への先進事例の情報発信や情報の共有化、「新しい公共」の担い手となる新たな活動主体の基盤整備など、府として積極的な環境整備に努める。 平成22、23年度を集中取組期間として実施してきた地域力再生支援事業について、実績等の検証に基づき、事業別に継続又は廃止するなど内容を精査し、今後は府として重点的に防犯、防災、まちづくり等に関する取組みを行う。 	

重 点 施 策 中 間 評 価 票

施策名称	5 地域における防犯活動と非行防止活動の推進	関 係 部 局	政策企画部青少年・地域安全室、大阪府警本部、大阪府教育委員会
施策体系	【基本方向Ⅱ】 子どもが大切にされ、健やかに心豊かに成長できる社会づくり		【子どもの将来像】 チャレンジできる子ども 【子育て目標】 一人ひとりを大切にする
施策概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「地域安全センター」を地域防犯ボランティアの活動拠点と位置づけ、子ども見守り活動などのネットワーク化を図り、学校、行政、地域が連携した取組を推進します。 ○ 「地域安全センター」を学校支援地域本部の連携拠点と位置づけ、広域的な取組を展開します。 ○ 非行防止活動の充実を図るため、市町村における地域の声かけ（補導）活動等の非行防止活動のネットワーク化（少年補導センターの設置）を促進します。 ○ 非行防止活動に対する地域のマンパワーを向上させ、非行防止活動の充実を促進します。 		
取組みの成果	<p>【地域安全センターの設置促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成24年度末時点で247ヵ所（268小学校区）に設置され、地域における防犯活動のネットワーク化が図られつつある。 <p>【青色防犯パトロールの実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成24年度末時点で468団体、1,082台が防犯パトロールを実施しており、子どもや地域の安全確保に向けた取組が行われている。 <p>【子どもの安全見守り隊】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成24年度末時点で、ほぼ全小学校区で「子どもの安全見守り活動」が行われている。 <p>【こども110番運動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成24年度末で「動くこども110番」の協力車両台数は約111千台となっている。 <p>【非行防止活動のネットワーク化（少年補導センターの設置）、非行防止活動の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 構築状況としては、平成22年3月20日現在：7市から、平成25年7月2日現在：府内27市区町に拡充した。 ○ 地域の声かけ（補導）活動等、非行防止活動の充実を図るために、関係機関と連携のうえ、研修の講師派遣や巡回街頭指導の同行などの活動支援を行った。 		
中間評価	<p>【地域安全センターの設置促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 未設置あるいは設置が進まない自治体への設置促進を図るため、地元警察署と連携した働きかけを行う等関係機関と連携した設置促進や既に設置されている地域安全センターについては、活動支援を行う。 <p>【青色防犯パトロールの実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 青色防犯パトロール活動の拡充を図るため、地元警察署、市町村と連携し、自治会や企業等への働きかけを実施するとともに、青色防犯パトロール活動の特色ある活動事例を周知する等、活動内容の充実を図る。 <p>【子どもの安全見守り隊】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの安全見まもり活動の効果的・効率的な活動が継続できるよう、地域安全センターの活用や地元警察署、市町村等との連携した取組みを推進する。 <p>【こども110番運動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもたちを犯罪から守り、被害を最小限に抑えるような機能強化の必要から、引き続き企業や地域の事業者等へ協力を求めていく。 <p>【非行防止活動のネットワーク化（少年補導センターの設置）、非行防止活動の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 府内全域への拡大を目指し、未構築市区町村への働きかけ、ホームページ等活用による広報の実施を図る。 ○ 活動の活性化のため、地域間の活動の温度差も踏まえ、定期的な連携・支援の実施し、市区町村での継続的な自主活動を視野に入れた支援を行う。 		

重 点 施 策 中 間 評 価 票

施策名称	6 安全で安心な学びの場づくりの推進		関 係 部 局	大阪府教育委員会		
施策体系	【基本方向Ⅱ】 子どもが大切にされ、健やかに心豊かに成長できる社会づくり		【子どもの将来像】 チャレンジできる子ども 【子育て目標】 一人ひとりを大切にする			
施 策 概 要	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 市町村、学校、地域、関係機関と連携し、様々な観点から子どもたちの安全対策の取組を進めます。 <input type="radio"/> 府立学校施設・設備の改修・改善や耐震化の計画的な推進 <input type="radio"/> 通学路における安全対策の充実 <input type="radio"/> 市町村や学校の実情に応じた効果的な学校安全対策の構築 <input type="radio"/> AED を使用した応急手当の取得 					
中 間 評 価	取 組 の 成 果	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 子どもの安全見まもり隊は、全小学校区設置という目標を既に達成しており、さらに市町村における地域での子どもの見守り活動を行う学校安全ボランティアに対して指導助言を行うスクールガード・リーダーを配置している。 <input type="radio"/> 学校安全担当指導主事連絡会を年 3 回開催し、関係部局からの児童生徒の安全安心に関する施策等の紹介や市町村の優れた学校安全の取組の紹介や交流を行った。 <input type="radio"/> 平成 26 年度末での耐震化率 100%に目標を前倒して府立学校の耐震化を進めている。（H24 年度末の耐震化率 府立高校：85.9%、府立支援学校：85.0%） <input type="radio"/> 全ての小学校において警備員等や防犯設備等の安全体制の整備がすすみ、警備員等は 35 市町村 569 小学校（91.9%）で配置、防犯カメラなどの防犯設備は 40 市町村 564 小学校（91.1%）で設置。 				
	課 題 と 対 応	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 平成 22 年度までの交付金等を活用した取組をベースに、平成 23 年度からは市町村独自の安全対策の取組が進められている。今後は、各市町村の取組状況や実態を把握した上で、必要に応じてスクールガード・リーダーを引き続き配置する。 <input type="radio"/> 児童生徒の安全確保に向けて、地域安全センターの設置を引き続き市町村教育委員会へ働きかける。 <input type="radio"/> 府立学校の校舎等については、老朽化が進んでいることから、耐震補強後は計画的な老朽化対策が必要である。 				

重 点 施 策 中 間 評 価 票

施策名称	7 障がい児の地域生活支援		関 係 部 局	福祉部障がい福祉室、子ども室、大阪府教育委員会		
施策体系	【基本方向Ⅱ】 子どもが大切にされ、健やかに心豊かに成長できる社会づくり		【子どもの将来像】 チャレンジできる子ども			
			【子育て目標】 一人ひとりを大切にする			
施 策 概 要	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 障がい児の地域生活を支援 <ul style="list-style-type: none"> ○ 長期入院児や家族が地域で安心して暮らせるよう、在宅療養生活のトレーニング等を提供します。 ○ 重症心身障がい児施設や地域医療機関等と連携し、医療的ケアの必要な障がい児への在宅療養体制の強化を図ります。 ○ 発達障がい児への療育や保護者への支援を行うための拠点を整備する市町村を支援します。 ◆ 障がい児の地域における居場所づくり <ul style="list-style-type: none"> ○ 希望する全ての支援学校小学部児童が、地域の学童保育 を利用できるよう、受入体制の整備など必要な取組を進める市町村を支援します。 ○ 支援学校中学部・高等部生徒の放課後や長期休暇期間等 の居場所づくりを推進するとともに、卒業後の地域生活や就労を見据えた教育・福祉・就労支援の連携を強化します。 					
中 間 評 価	取 組 の 成 果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅医療児等支援研修会については、平成 24 年で 20 回開催し、659 人が研修会を受講した。 ○ 必要に応じた長期入院支援のコーディネートを実施。（平成 24 年度 77 件） ○ 発達障がい児療育実施児童数 390 人 ○ 居宅介護・行動援護・重度障がい者等包括支援について、児童の利用時間は平成 24 年度で 16,256 人日/月となっており、現時点で概ね目標を達成している。 ○ 放課後児童クラブへの支援学校小学部児童の受入れについては、3 年間で新たに 65 人の児童の受入を行った。 ○ 児童館等を活用した支援学校中学部、高等部の生徒の居場所づくりについては、7 箇所で実施しており目標達成が困難である。 ○ 支援教育コーディネーターは、既に全高等学校で配置しており、約半数の高等学校では、個別支援計画の作成や活用もを行っている。 				
	課 題 と 対 応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい児の地域生活支援については、一部の取組が府実施事業から市町村実施事業に移行したものもあるが、地域福祉子育て支援交付金を活用するなどして、継続されており、総体的に計画の目標数値達成に向けて進んでいるといえる。 ○ 支援学校小学部児童の放課後等の居場所づくりについては、引き続き放課後児童クラブへの受入が促進されるよう、実績のない市町村への働きかけを積極的に行い、受入体制の整備などの市町村での取組を支援していく必要がある。 ○ 児童館等を活用した支援学校中学部、高等部の生徒の居場所づくりについては、目標値（30 箇所）に対する達成率が低くなってしまっており、今後、児童館等に対して本事業のさらなる周知を行うことなどにより、事業の拡大に努める必要がある。 ○ 今後は、特に発達障がい児の支援について、ライフステージに合わせた取り組みの充実が必要である。 				

重 点 施 策 中 間 評 価 票

施策名称	8 児童虐待防止ネットワークと各機関の機能強化	関 係 部 局	福祉部子ども室家庭支援課
施策体系	【基本方向Ⅱ】 子どもが大切にされ、健やかに心豊かに成長できる社会づくり		【子どもの将来像】 チャレンジできる子ども 【子育て目標】 一人ひとりを大切にする
施策概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各機関との連携を強化し、児童虐待予防及び・早期対応の観点から、孤立しがちな子育て家庭等に対して、育児支援などきめ細かな援助を家庭の状況に応じて行います。 ○ 虐待対応の中心的な役割を担う子ども家庭センターの体制強化などにより、虐待への早期対応や家族の再統合に向けた保護者支援・家庭復帰支援を進めます。 ○ 地域におけるネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の機能強化などの市町村との連携や市町村への支援を充実します。 		
取組の成果	<ul style="list-style-type: none"> ○乳児家庭全戸訪問事業等により把握した家庭への養育支援訪問事業の実施（H24 実施市町村数 36 市町村（政令市・中核市）） ○子ども家庭センターの体制強化については、平成 23 年度以降児童福祉司等 25 名の増員や警察官 O B の配置、24 時間 365 日の通告受理対応を実施。 ○新たな一時保護所の開設（平成 25 年 8 月） ○家族再統合の支援については、大阪府で作成した「家族再統合援助ガイドライン」を活用した研修や、支援プログラムを導入した家族再統合の支援の実施。 ○市町村に対する支援としては、市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修や、専門家からなる「府児童虐待防止市町村支援チーム」委員の市町村への派遣などを実施（H23 年度 59 回、H24 年度 61 回、H25 年度 34 回 派遣を実施）。 ○要保護児童対策地域協議会は府内全 41 市町村に設置 ○児童虐待防止・虐待通告促進等の広報啓発のため、オレンジリボンキャンペーンを実施。 		
中間評価	<p>課題と対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○発生予防の取り組みについては、引き続き関係部局との連携を図るとともに、養育支援訪問事業については、全市町村の実施に向けて働きかけを実施していく。 ○市町村に対する支援としては、担当者向け研修や専門家派遣の実施により、専門性の向上が図られるよう努めてきたところであるが、複雑多岐にわたる事例に市町村で対応していくためには、さらなる後方支援と、市町村においてスーパーバイズ機能が確実にできるような人材育成が必要。 ○また、「家族再統合援助ガイドライン」を活用した研修を引き続き実施するとともに、支援プログラムの導入をさらに推進するなど、再発防止に努める。 		

重 点 施 策 中 間 評 価 票

施策名称	9 社会的養護の拡充	関 係 部 局	福祉部子ども室家庭支援課
施策体系	【基本方向Ⅱ】 子どもが大切にされ、健やかに心豊かに成長できる社会づくり		【子どもの将来像】 チャレンジできる子ども 【子育て目標】 一人ひとりを大切にする
施策概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童虐待などにより、里親宅や施設で養育する「社会的養護」を必要とする子どもが増加する中、大阪府は市町村、児童福祉施設、里親、地域の関係機関及び府民と協働して、家庭の養育の支援と一人ひとりの子どものニーズに応じた支援を推進します。 		
取組の成果	<ul style="list-style-type: none"> ○里親等委託は、平成 24 年度末 6.6% で目標値の 10% は達成していないが、平成 21 年度末 3.4% に比べ大幅に増加。平成 25 年 10 月末の専門里親は 11 家庭（目標：10 家庭）、ファミリーホームは 5 か所（目標：3 か所）で目標を達成。 ○施設における養育単位の小規模化については、平成 25 年 10 月末の小規模ユニットケア 40 か所（目標：31 か所）、地域小規模児童養護施設 13 か所（目標：24 か所）であり、全ての施設に導入されるに至っていない。 ○児童の自立支援については、高校等希望者の進学率 100% をめざし「入所児学力キヤッチアップ支援事業」を実施するとともに、中高生が職場体験するキャリアデザイン事業を実施し、施設退所後の社会生活を安定させる「地域生活・自立支援事業」を実施した（いずれも平成 22 年度～平成 25 年度）。自立援助ホーム男女各 1 か所を整備した（目標：男女各複数）。 ○子どもの権利擁護については、権利ノート「あなたへの大切なおしらせ」（申し出はがき付き）を全被措置児童に配布して虐待等の予防、早期発見に努め、施設や里親等の虐待事案については、大阪府社会福祉審議会児童福祉専門分科会に「被措置児童等援助専門部会」を設けて専門家からの意見を聴き、再発防止に努めた（開催回数：平成 24 年度 3 回（定期開催））。 		
中間評価	<ul style="list-style-type: none"> ○すでに目標を達成している項目についてはより高い目標を設定して取り組むとともに、目標に至っていない里親等委託率、施設の養育単位の小規模化や施設機能の地域分散化等について、国の示した将来像を踏まえ、平成 27 年度から始まる次期計画の策定に合わせて里親や施設等関係機関と連携しながら計画的に推進していく。 ○自立援助ホームについては、様々な困難を抱えた利用児童が多く就労が難しい。今後は、入所児童が自分の力で主体的に将来を切り開けるような支援を検討するなど、児童が自立に向けた生活の場として整備を進める。 ○子どもの権利擁護については、既存の取り組みを継続するとともに、法人による未成年後見人の活用支援など新たな制度の活用に積極的に取り組んでいく。また、被措置児童等援助専門部会を活用して、被措置児童の虐待防止、虐待事案への迅速かつ適切な対応を行っていく。 		

重 点 施 策 中 間 評 価 票

施策名称	10 小・中学校における学力向上への取組の充実		関 係 部 局	大阪府教育委員会教育振興室小中学校課		
施策体系	【基本方向Ⅱ】 子どもが大切にされ、健やかに心豊かに成長できる社会づくり		【子どもの将来像】 チャレンジできる子ども 【子育て目標】 がんばりを応援			
施策概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小・中学校での教育を通じ、子どもたち一人ひとりが自立しつつ多くの人々とともに社会で生きていく力の基礎、とりわけ学力をはぐくみます。 ○ 子どもたちの「確かな学力」をはぐくむ学校づくりや学校・家庭・地域との連携などに取り組みます。 ○ 落ち着いた学習環境を醸成する生徒指導や読書活動の推進、生活習慣の確立等に総合的に取り組みます。 					
取組の成果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 授業力向上のための授業評価や、基礎基本の充実と知識技能を活用する力の向上のための授業改善や反復学習の取組みは、ほとんどすべての小・中学校で実施。また、少人数学級編成や習熟度別指導、巡回指導についても全小学校で実施できているが、「全国学力・学習状況調査」の各教科・区分の平均正答率については、全国平均を上回ることができなかった。また、無解答率についても、「0%」という目標を達成することができなかった。 ○ 家庭学習について、小・中学校とも、「家で自分で計画をたてて勉強する」と答えた児童生徒が若干増加し、「家庭学習が 30 分未満の児童生徒割合」が改善した。 					
中間評価	課題と対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学力向上方策について、目標を達成することができなかつたことから、より積極的なこれまでとは異なる対応を図る必要がある。 ○ 家庭学習については、改善傾向であるが、今後も引き続き、宿題の工夫や放課後学習等の各校での優れた取組みの普及等により、児童生徒の自学・自習力を育成し、学習習慣の定着を図る必要がある。 ○ 小学校から中学校への移行期は、環境の変化に心身の発達の変化が重なる時期であり、人間関係や学力面でのストレスが高まり暴力行為・不登校が急増することから、情報共有のための小中学校間の連絡会議の充実などを市町村教育委員会に働きかける必要がある。 ○ 中途退学者の 5 割を越える人数が高 1 と依然高い水準であることから、不本意入学を防止するために、効果的な中高連絡会の開催や中学校に対する広報活動を一層推進する必要がある。 ○ 幼稚園・保育所の連携については、幼児教育推進指針の周知・浸透に取り組んでいる。今後も引き続き関係部局や市町村と連携して推進を図る必要がある。 				

重 点 施 策 中 間 評 価 票

施策名称	1 1 府立高校の充実	関 係 部 局	大阪府教育委員会教育振興室高等学校課
施策体系	【基本方向Ⅱ】 子どもが大切にされ、健やかに心豊かに成長できる社会づくり		【子どもの将来像】 チャレンジできる子ども 【子育て目標】 がんばりを応援
施策概要	<ul style="list-style-type: none"> ○多様な進路選択を実現するため、「卓越性」と「公平性」を高い水準で両立させます。 ○すべての学校の個性化を図り、それぞれの学校が「入れる学校」から「入りたい学校」「入ってよかった学校」となるよう、府立高校全体の教育の質の向上を図っています。 		
取組の成果	<p>【特色づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 23 年度当初に学科設置・開校したグローバルリーダーズハイスクール(GLHS)、体育科（摂津高等学校）、教育センター附属高等学校について、各事業計画に基づき、学校の特色に応じた教育活動の支援や施設・設備の整備などを実施した。 <p>【入学者選抜制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 25 年度入学者選抜から前期・後期選抜の再編や、選抜日程の繰り上げ等、受験者ニーズに対応した入学者選抜制度の改善を行った。また、平成 26 年 4 月 1 日から、より多くの高校の中から入りたい学校を選ぶことができるよう、通学区域を府内全域とした。 <p>【教育内容の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校の個性化推進に取り組むとともに、グローバル人材の育成をめざし、英語コミュニケーション能力の育成や理数教育の充実を図った。 ○ スーパーサインスハイスクール (SSH) は新たに 2 校が指定され、府立高校で合計 12 校となった。 ○ 高大連携については、平成 24 年 7 月、大阪府教育委員会と大阪大学が連携協定を締結し、大阪大学とグローバルリーダーズハイスクール (GLHS) 等の連携事業を開始した。 <p>【自立・自己実現の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 府立高校（全日制の課程）の中退率は 1.7% となり、平成 25 年度までに 2.0% をめざすとした目標を達成。 ○ 個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成する学校の割合は年々増加してきている。 		
中間評価	<p>【特色づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ グローバルリーダーズハイスクール(GLHS)、体育科（摂津高等学校）、教育センター附属高等学校については、引き続き、学校のビジョンや教育活動の特色に応じた支援を計画的に実施するとともに、整備した施設・設備が効果的に活用されているかどうかを検証していく。 <p>【入学者選抜制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 25 年度選抜における前期・後期選抜の再編による課題や調査書の目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）への移行など、選抜環境の変化に応じ、今後の選抜方法の検討を進める必要がある。 ○ 通学区域が府内全域になることから、生徒・保護者がウェブページ上で希望する学校情報を検索できるシステムを構築・運営するとともに、各学校に広報担当者を位置付け、外部の専門家による改善提案や研修を行うなど、広報活動の支援を行う必要がある。 <p>【教育内容の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 理数教育について、府立高校と国立及び大阪市立高校との連携は進んでいるが、私立高校との連携がまだ十分でないため、様々な取り組みを通じて、府内の理数教育のネットワークを一層拡大していく必要がある。 ○ 高大連携については、今後も、府内にある大学との連携協定締結に向けた取組みを進める。また、大阪府教育センター附属高校や工科高校、スーパーサインスハイスクール等において、大阪府立大学との連携を推進する必要がある。 <p>【自立・自己実現の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 未だ中退率の高い学校に対して、個別のヒアリングの中で問題点を洗い出して指導助言するとともに、中退防止コーディネーターの連携協議会での成功例の情報共有など、ネットワーク化のさらなる充実を図るとともに、実践的キャリア教育・職業教育支援事業を活用し、生徒に将来の展望を持たせることにより、中退防止に向けた取組をより一層推進する必要がある。 ○ 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用を推進するとともに、高校入学時に保護者が発達障がい等の状況やそれまでの支援状況を高校に引き継ぐ「高校生活支援カード」を府立高校でモデル的に実施するなど、保護者の理解と協力のもとで、障がいのある生徒に対して適切な指導・支援を行う必要がある。 		
課題と対応			

重 点 施 策 中 間 評 価 票

施策名称	1.2 支援教育の充実	関 係 部 局	大阪府教育委員会教育振興室
施策体系	【基本方向Ⅰ】 子どもが大切にされ、健やかに心豊かに成長できる社会づくり		
			【子どもの将来像】 チャレンジできる子ども 【子育て目標】 がんばりを応援
施 策 概 要	<ul style="list-style-type: none"> ○「ともに学び、ともに育つ」教育を引き続き進めます。 ○知的障がいのある児童生徒数の増加等を踏まえた教育環境の充実や、児童生徒の将来の自立、就労をはじめとした社会参加への切実な思いを受けとめた教育を推進します。 		
中間評価 取組の成果	<p>【教育環境の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 24 年度には児童生徒数 301 人以上の府立支援学校が 2 校増加したが、府立支援学校の教育環境充実のため、府内 4 地域で知的障がい支援学校の新校整備を計画どおりすすめ、うち豊能・三島地域における新校については平成 24 年度で新校整備を完了、平成 25 年 1 月 1 日に摂津支援学校及びとりかい高等支援学校を設置した。また、新校整備までの間の対応として、4 分校を運営した（吹田支援学校鳥飼校については新校開校に伴い年度末に閉校鎖）。 <p>【府立支援学校センター的機能の発揮】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小・中学校等においては、校内委員会など校内支援体制が整備され、教職員の障がいに対する専門的な理解が深まり、適切な指導・支援に活かされた。 ○ 「特別支援学校教諭免許」の保有率向上に向け、特別支援学校教諭二種免許状を取得するための免許法認定講習を実施したが、保有率は 63.5%に低下した。 <p>【就労支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 知的障がい支援学校高等部卒業生の就職率は、目標値までには至っていないものの、「職業コース」における教育課程の再編及び職場実習実施回数の追加・実施期間の延長や、関係機関からの職場実習受け入れ企業の情報収集により、昨年より上昇し、26.2%となった。 <p>【高等学校における知的障がいのある生徒の学習機会の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大阪府が、全国に先駆けて知的障がいのある生徒が高等学校とともに学ぶ取組みとして展開している自立支援推進校・共生推進校の計画的な整備については、生徒・保護者のニーズをふまえ、府立北摂つばさ高等学校に新たな共生推進教室設置に向けた整備を行い、平成 25 年度入学者選抜において、自立支援推進校、共生推進校合わせて 14 校で募集した。 <p>【支援学級・通級指導教室の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい種別による支援学級の増設（平成 23 年度から 252 学級数増）により、複数の障がい種別が混在する支援学級の割合が、前年度に比べ、減少傾向にある。（小学校では微増） ○ 小・中学校の通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒への指導・支援の充実を図るため、通級指導教室を府内全市町村に設置しており、平成 24 年度は、昨年度より 38 教室増設し、203 教室とした。 <p>【個別の教育支援計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小・中学校の支援学級における「個別の教育支援計画」の作成率は、平成 22 年度から 100%となっている。 ○ 府立支援学校においては、「個別の教育支援計画」の作成率は平成 19 年度から 100%となっている。 		

課題と対応	<p>【教育環境の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 府立知的障がい支援学校の児童生徒数のさらなる増加への対応を図るとともに卒業後の自立に向けた就労を支援するため、引き続き新たな支援学校の整備を計画的に推進する。また、インクルーシブ教育システムの構築に関する府としての考え方を整理し、児童・生徒数の再推計をふまえた今後の支援学校の教育環境の整備について検討する。 <p>【府立支援学校センター的機能の発揮】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の障がいのある子どもの支援の充実に向け、支援学校の地域支援室の整備をすすめるとともに、地域支援リーディングスタッフを配置し、市町村教育委員会との連携・協働により、地域に根ざした支援ネットワークや相談サポート体制を構築し、地域の学校等の専門性向上をすすめていく必要がある。 <p>【就労支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 職業学科のある知的障がい高等支援学校の新設や知的障がい支援学校「職業コース」の教育課程や授業内容を充実させていく必要がある。また、取組の進んでいない学校に対して、現状分析・改善目標設定・具体的な取組みの検討などを促進する必要がある。 <p>【高等学校における知的障がいのある生徒の学習機会の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ すべての生徒が「ともに学び、ともに育つ」教育の推進を図るため、自立支援推進校・共生推進校の取組みの成果等を府立学校全体で共有・活用することが必要。 <p>【支援学級・通級指導教室の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 支援学級在籍児童生徒数が年々増加するとともに、障がいの多様化、重度化も進んでいる小・中学校の現状を踏まえ、引き続き、障がい種別による支援学級や通級指導教室を設置し、教育環境や支援体制の整備が必要である。 ○ 小中学校における医療的ケアの必要な児童・生徒は年々増加傾向にあり、小中学校における看護師配置がより重要となっている。 <p>【個別の教育支援計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小・中学校の通常の学級において「個別の教育支援計画」を作成している学級の割合は 69.8%となっている。通級指導教室の「個別の教育支援計画」の作成率の向上に向け、通級指導教室を利用する児童生徒の「個別の教育支援計画」の作成状況を把握する必要がある。今後は、通常の学級に在籍する発達障がい等のある児童生徒に対しても、「個別の教育支援計画」の作成・活用を促進する必要がある。 ○ 小・中学校から高等学校への「個別の教育支援計画」の引継ぎが円滑になされ、今後、一貫した支援が高校での指導・支援に活かされるよう、市町村教育委員会や高校等に対し、「個別の教育支援計画」の作成・活用について指導助言する必要がある。 ○ 地域の学校園から支援学校に入学してくる児童・生徒について、小・中学校で作成された「個別の教育支援計画」等を活用した「教育相談」を行うなど、地域出身校との円滑な引継ぎとともに、卒業後の進路先である福祉事業所等の「個別支援計画」への接続が必要である。今後、出身校や進路先との連携状況に関する調査を活用し、先進的な取組みの発信、情報共有の場（「リーディングスタッフ実践協議会」「個別の教育支援計画活用実践報告会」）を拡充していく。
-------	--

重 点 施 策 中 間 評 価 票

施策名称	13 子どもたちの健康と体力づくりの推進	関 係 部 局	大阪府教育委員会教育振興室保健体育課
施策体系	【基本方向Ⅰ】 子どもが大切にされ、健やかに心豊かに成長できる社会づくり		【子どもの将来像】 チャレンジできる子ども 【子育て目標】 がんばりを応援
施 策 概 要	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの運動機会の減少と、体力の低下という状況を改善していけるよう、学校、家庭、地域が一体となり取り組んでいきます。 ○特に食生活などの生活習慣の改善については、家庭の協力を得て、子どもたちの健康と体力づくりを進め、生涯にわたる心身の健康の保持増進のための基礎を培います。 		
取 組 の 成 果	<p>【学校体育の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 体力・運動能力調査結果（平成 24 年度）については、全国平均（平成 23 年度）に比べて依然劣っているものの、小学校男子の 50m走について改善が見られた。 ○ 運動部の平成 24 年度の入部率は、全国平均と比較すると、中学校、高等学校共に下回っているが、高等学校の全国平均が、平成 23 年度から 1.6 ポイントの減であったが、大阪府は 0.5 ポイントの減にとどまった。 <p>【食育の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 朝食を食べている児童生徒の割合は、増加傾向にあるものの、全国平均に比べると低くなっている。 <p>【健康・体力づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 7 時より前に起きている児童生徒の割合及び 22 時より前に就寝する児童、23 時より前に就寝する生徒の割合は、増加傾向にあるものの、全国平均に比べると低い。 		
中 間 評 価	<p>【学校体育の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大阪府児童・生徒体力・運動能力調査の結果は全国平均と比べ依然として低い状況であり、また、運動する子としない子の二極化が進む中、楽しく体を動かすような運動ツールの開発など運動する機会を増やすための取組やスポーツが好きになる取組を展開し、体力向上を図る必要がある。 ○ 児童生徒の体力に関する意識や学校の体力向上に係る意識の改善を図るために、「体力づくり推進計画」の策定を促進し、P D C A サイクルに基づく体力づくりの取組を推進する。推進計画作成の際には、運動しない子に対する改善に向けた学校の取組の目安を提示する必要がある。 ○ 高校での居場所づくりや部活動への関心を高める取組を進めることで、教育的な効果が大きい部活動の加入率を高める一方、教育課程上の明確な位置づけがない部活動に携わる教員の負担感軽減について研究する必要がある。 <p>【食育の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校において、「食育推進委員会」などの校内組織を充実させ、栄養教諭を中心に、給食の時間や各教科等において、朝食摂取の必要性や正しい食生活などについて、食に関する指導を充実させる必要がある。 <p>【健康・体力づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ すべての学校に「学校保健委員会」を設置するよう働きかけるとともに、教育委員会が行う研修会や個別指導の充実を図り、児童生徒が健康で安全に生活できる力を育成する必要がある。 		

重 点 施 策 中 間 評 価 票

施策名称	14 熱意ある人材の確保及び教員の力の向上	関 係 部 局	大阪府教育委員会教職員室
施策体系	【基本方向Ⅰ】 子どもが大切にされ、健やかに心豊かに成長できる社会づくり	【子どもの将来像】 チャレンジできる子ども 【子育て目標】 がんばりを応援	
概要策	<ul style="list-style-type: none"> ○熱意ある人材を確保するとともに、すべての教員の力を最大限に引き出す仕組みづくりを進めます。 ○指導・研修を行ってもなお指導が不適切な教員に対しては、分限免職などを実施します。 		
取組の成果	<p>【管理職に必要な資質とスキルの向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教職経験 5～15 年程度の教員を対象にリーディング・ティーチャー養成研修を実施した。 <p>【新たな校長選考制度による選考の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ マネジメント能力やリーダーシップ等に秀でた熱意・情熱ある人材を校長に任用するため、府立学校では校長選考について公募方式（現職の教頭、教員等からの募集を含む。）を導入した。小・中学校では、任期付校長を公募するとともに、教諭・行政職等から校長への特別選考を実施した。 <p>【指導力向上、教員の指導育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ カリキュラム NAVi プラザ等による公立学校訪問（H24 年度 2,785 件）を実施するとともに、研修への指導教諭等の活用をすすめた。その結果、授業が分かるとしている子どもの割合については、小学校（国語）を除き増加傾向である。 		
中間評価	<p>【人事異動の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 府立学校においては、教員が多様な経験を通して力量を高められるように、採用後 3 校目までに、校種・課程・学科等が異なる 3 つのタイプの学校を経験する制度を実施した。小学校では、異なる校種間での研修交流の実施や、人事交流の拡充を図った。 <p>【優秀な教員の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 多様な人材の確保のため、平成 26 年度教員採用試験から新たに「大阪教志セミナー修了者」を対象とした特別選考を実施。 <p>【「がんばっている」教員への応援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生徒又は保護者による授業アンケート結果等を踏まえ、より客観性を確保した評価が可能となるよう、評価・育成システムの改定を行った。 <p>【指導が不適切な教員への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 指導が不適切な教員の状況を的確に把握できるシステムにするため、新たな判断基準の作成や手引きの改訂を行った。 		
課題と対応	<p>【管理職に必要な資質とスキルの向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教員の不足する力を踏まえ、実効性のある研修メニューを検討していく。 ○ 将来の管理職養成に向け、学校経営能力と教育内容編成能力をバランスよく養成する必要がある。 ○ 年齢構成の不均衡な状況の中で、若手教員等のミドルリーダーとしての意識向上やスキルの育成を図る必要がある。 ○ 府立高校の校長選考においては、公募のメリットを活かして、幅広く優れた人材を確保するため、効果的な P R の実施や選考方法の工夫・改善を行うとともに、市町村に対しても幅広く優れた人材を任用するよう働きかける必要がある。また、受験者数・合格者数や校長任用後の勤務 実績などを分析し、選考により適任者が任用されているか検証する必要がある。 <p>【指導力向上、教員の指導育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当面、大量退職・大量採用が続くことから、引き続き教職経験の少ない教員を中心に、授業改善のための体系的な支援及びモデル授業の配信や web を活用した研修の充実を図ることが必要。また、学校経営に必要な知識・能力を育成するための管理職養成研修を実施することが必要。 ○ 「パッケージ研修」等の活用などにより、研修をシステム化し、経験の少ない教員の授業力を向上させる必要がある。 		

重 点 施 策 中 間 評 価 票

施策名称	15 学校の組織力とチーム支援の強化	関 係 部 局	大阪府教育委員会
施策体系	【基本方向Ⅰ】 子どもが大切にされ、健やかに心豊かに成長できる社会づくり	【子どもの将来像】 チャレンジできる子ども 【子育て目標】 がんばりを応援	
施策概要	○学校の総合的な組織力を向上させるとともに、専門家等を含めたチーム支援を充実します。		
取組の成果	<p>【府立学校の自立的取組の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全府立学校において、めざす学校像の実現に向けた中期的目標（3か年）を明確にしながら、当該年度の取組の重点と評価指標を示した学校経営計画を策定するとともに、生徒・保護者・教職員の意見を踏まえた学校教育自己診断を実施した。 ○ 学校の課題に応じた3つのチーム（診断支援チーム、育成支援チーム、解決支援チーム）を設置し、専門家等の助言も得て、府立学校の組織的な運営と自立的取組の支援を行った。 ○ 高等学校では、全教員について、担当する全クラスにおいて生徒による授業アンケートを実施した。また、授業改善の取組を組織的に進めることができるよう「高等学校授業評価ガイドライン【Ⅱ】」を平成25年1月に作成した。 ○ 支援学校では、全教員について、各学校の実情に応じて生徒や保護者による授業アンケートを実施した。また、授業改善の取組を組織的に進めることができるよう「支援学校授業評価ガイドライン（案）」を平成25年3月に作成した。 <p>【小・中学校に対するチーム支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 暴力行為発生件数・いじめ認知件数については、平成22年度と比べて小・中学校ともに減少している。 ○ 不登校児童生徒数については、平成22年度と比べて小・中学校ともに横ばい状態である。 		
中間評価	<p>【府立学校の自立的取組の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校の自己評価及び学校協議会による学校関係者評価・第三者評価をより効果的なものとするため、全府立高校共通の評価基準の設定について引き続き研究を進める必要がある。 ○ 診断支援チームおよび育成支援チームによる支援について、さらに実効性の高いものとなるよう、学校経営計画の点検及び進捗管理、効果検証や校内研修等への支援を行うとともに、他の府立学校が成果を共有できるよう、周知の方法について研究を進める必要がある。 ○ 各校において、校長が授業観察やアンケート結果を踏まえ、個々の教員に対して授業改善に向けた指導を行うとともに、授業アンケート結果を分析・検証しながら、課題や改善方策について議論するなど、学校全体でP D C Aサイクルに位置づけた取組を実践することにより、教員の授業力の向上を図る必要がある。また、各校が授業改善に向け取り組む中で、その成功事例を広く共有していく必要がある。 <p>【小・中学校に対するチーム支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校や市町村だけでは解決が困難な生徒指導上の問題や命にかかる重篤な事案は増加傾向にあることから、市町村教育委員会と連携し、校長OB、専門家、指導主事で構成される「子ども支援チーム」や「学校支援チーム」を学校や市町村教育委員会に派遣し、児童生徒や保護者への心のケアに取り組む必要がある。 ○ 小・中学校においてチームによる対応ノウハウの提供や校内生徒指導体制の再構築などについて指導・支援し、事案の早期解決や再発防止における市町村問題解決チームのスキル向上に取り組む必要がある。 ○ 府内小中学校で発生する、様々な要因を含む問題事案に対するチーム支援の充実を図るために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの事例検討を含む研修会を計画的に実施し、専門家の一層の資質向上に取り組む必要がある。 		

重 点 施 策 中 間 評 価 票

施策名称	16 公私立高校生セーフティネット	関 係 部 局	府民文化部私学・大学課、大阪府教育委員会
施策体系	【基本方向Ⅰ】 子どもが大切にされ、健やかに心豊かに成長できる社会づくり		【子どもの将来像】 チャレンジできる子ども
			【子育て目標】 がんばりを応援
施策概要	<p>◆府立高校 <input type="radio"/>子どもたちが、経済的な理由により高校就学を断念することのないよう、平成22年度から、国新たな制度に加え、府独自のセーフティネット策を講じます。</p> <p>◆私立高校 <input type="radio"/>国制度に加えて、府独自の「授業料支援補助金」を創設し、私立高校の協力を得て、年収350万円未満世帯の授業料を実質無償化します。</p> <p>◆府育英会の奨学金の活用</p>		
中間評価	<p>取組の成果</p> <p>【私立学校】 <input type="radio"/>平成23年度から、大阪の子どもたちが、中学校卒業時の進路選択段階で、すでに授業料無償である国公立高校と同様に、私立高校や高等専修学校についても、自らの希望や能力に応じて自由に学校選択できる機会を提供するため、年収610万円未満世帯の生徒まで授業料の無償化の対象とし、生徒の70%（年収800万円未満世帯）までは保護者負担が10万円で収まるように、「私立高校生等授業料支援補助金」（以下「授業料支援補助金」）を大幅に拡充した。 <input type="radio"/>大阪府内の私立高校（全日制高校及び中等教育学校）や高等専修学校等のうち、全日制高校は96校中95校、通信制高校は6校すべて、高等専修学校等は31校中28校が、本補助金の対象となる「就学支援推進校」の指定を受けている。</p> <p>【府育英会の奨学金の活用】 <input type="radio"/>授業料支援補助金の拡充に併せ、奨学金貸付の所得基準を見直し（私立貸付について年収1,000万円未満へ引き上げ）、公私を問わない自由な学校選択を支援している。 <input type="radio"/>入学資金貸付（入学時増額奨学資金）について、国と地方の役割分担を踏まえ、高校入学貸付へ重点化を図り、貸付対象者の所得水準を年収610万円未満まで引き上げた。</p> <p>課題と対応</p> <p><input type="radio"/>平成26年度以降、国の動向により制度の再検討が必要となる場合がある。</p>		

重 点 施 策 中 間 評 価

施策名称	17 豊かな心をはぐくむ取組の充実	関 係 部 局	大阪府教育委員会
施策体系	【基本方向Ⅱ】 子どもが大切にされ、健やかに心豊かに成長できる社会づくり		
			【子どもの将来像】 チャレンジできる子ども 【子育て目標】 豊かな心を育む
施 策 概 要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次代を担う子どもたちが、高い「志」を持ち、「夢」をはぐくむ教育を推進していきます。 ○ 子どもの成長過程に応じた教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・志や夢をはぐくむためのカリキュラム等の作成、道徳教育・キャリア教育の推進 ○ 読書活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・発達段階に応じて本と接することのできるような読書環境づくり、全校一斉読書の取組 		
中間評価	<p>【夢をはぐくむ教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 『夢や志をはぐくむ教育』を活用した実践を進めることで、肯定的な回答をしている児童・生徒は増加傾向にあり、特に中学校において全国との差が縮まっている。 ○ キャリア教育の推進により、府立高校（全日制）卒業生における「一時的な仕事に就いた者」の数値は、この間、横ばいではあるが、全国に比べると高い値で推移している。また、府立高校（全日制）におけるインターンシップ実施率は、全国平均を下回っているが、前年度に比べ上昇している。 <p>【読書活動の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小・中学校において、全校一斉の読書活動や公立図書館との連携の取組を実施し、読書が好きな子どもは、増加傾向にある。 <p>【こころの再生府民運動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「こころの再生」府民運動の認知度については、「詳しく知っている」「ある程度知っている」の数値は前年度に比べて増加。 <p>【歴史・文化等に関する教育の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 弥生文化博物館・近つ飛鳥博物館を利用した小・中学生の数は、入館者数については前年と横ばいだが、出前授業については平成24年度には、134回・4,323人の利用者を得ており、高い実績を維持している。 		
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会全体での「こころ」をはぐくむ取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・社会の一員として大事にしたい「こころ」の呼びかけ、スポーツ等のすばらしさ等を知る取組 ○ 歴史・文化等に関する教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・文化財や博物館などの教育資源としての積極的活用、文化・芸術にふれる機会の拡充 ○ 人権教育、障がい者を取り巻く課題と障がいについての理解を深める教育、国際理解教育、福祉教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・自他の尊厳や価値、文化や習慣等の違いを尊重できる効果的な取組の推進など 		
	<p>【人権教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小・中・高校において、すべての学校で人権教育推進計画を作成して取組みを進めた。（人権教育推進計画を作成した学校の割合平成23年度 小学校100%、中学校100%、高等学校100% ※平成24年度実績は平成25年8月に調査実施） ○ 人権教育教材集・資料（CD版）の周知と普及のための研修を実施し、活用の促進を図った。（活用率 平成23年度 小学校 97.6%、中学校 93.9% ※平成24年度実績は平成25年8月に調査実施） <p>【障がい者理解教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい者理解教育の推進に向け、障がい者理解教育研修会や市町村教育委員会に対する指導・助言事項において、改訂した指導資料集「ぬくもり」の活用の促進に努めるとともに、平成18年度に作成した「ともに学び、ともに育つ」を改訂した。 <p>【国際理解教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 在日外国人教育のための資料集「違いを認め合い 共に生きるために」（DVD教材）の周知と普及のための研修を実施し、活用の促進を図った。（活用率：平成23年度 小学校 59.9%、中学校 57.2% ※平成24年度実績は平成25年8月に調査実施） ○ 「高校における帰国・渡日生徒の日本語指導に向けた受け入れマニュアル」を作成・配付するとともに、「日本語支援アイディア集」（平成23年3月）の周知と普及のための研修を実施し、活用の促進を図った。 <p>【福祉教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉・ボランティア教育に取り組む小・中学校の割合は、現在調査中の大阪府平成24年度教育課程実施状況調査の結果集計後、記載する。 		

	<p>課題と対応</p> <p>【夢をはぐくむ教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自分に自信をもてない子どもが、小学校で約3割、中学校では約4割いることから、「夢や志をはぐくむ教育」に関する資料のさらなる有効活用を図り、各学校の実態に応じた子どもたちの豊かな心をはぐくむための取組みの継続が必要である。 ○ 大阪府キャリア教育プログラム（平成23年3月策定）を踏まえ、各中学校区が地域の実情に応じた一貫したキャリア教育全体指導計画を作成し、子どもがいきいきと学ぶことができる環境をつくり、様々な体験を主体的に行うことができるよう、府内全域にキャリア教育の取組みを普及させることが必要である。 ○ また、就職内定率の上昇や進路未定者の減少を図るため、「実践的キャリア教育・職業教育」支援事業に取り組み、学校の生徒のニーズに応じたキャリア教育・職業教育プログラムを実践し、府内の全ての高校にキャリア教育の充実を図ることが必要である。 ○ 企業との連携を密にし、企業が必要とする人物像の情報を収集するとともに、進路指導に活かすことのできるインターンシップを推進する必要がある。 <p>【読書活動の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 読書が好きな子どもの割合は、増加傾向にあるものの全国平均より依然低い状況であることから、就学前から発達段階に応じて本と接することができるような読書環境の充実に向けて、市町村や公立図書館との連携、学校図書館の活用等を一層促進する必要がある。 ○ 就学前においては、幼稚園や保育所等における子どもの読書活動に関わる好事例の収集・発信や就学前読書活動フォーラムにより、保護者に対し読書活動の大切さや意義について啓発を図っていく必要がある。 ○ 学校教育段階においては、公立図書館と学校図書館との連携、ボランティアと学校図書館との連携に関わる好事例の収集・発信を行うとともに、公立図書館の子ども読書担当者会の開催により、子どもの読書環境づくりを推進する必要がある。 <p>【こころの再生府民運動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「こころの再生」府民運動の認知度が低いことから、子どもを中心に学校・家庭・地域とつながる取組みを推進し啓発する必要がある。 ○ 学校、地域でのあいさつの実践を推進するため、のぼりや啓発用ティッシュの提供など、あいさつ運動の促進・支援を継続的に行う必要がある。 <p>【歴史・文化等に関する教育の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各博物館の利用については、府内市町村教育委員会を通じて、小・中学校への利用案内配布を徹底し、学校団体誘致のためのPRを強化するなど、児童生徒の来館を積極的に誘致し、大阪の歴史・文化等にふれる機会を拡大する必要がある。また、平成20年度から取組みを進めている小中学校への出前授業については、今後も入館者数と合わせて利用者の拡大を図っていく。 <p>【人権教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ネットでのいじめや誹謗中傷などに対する取組みを進める必要がある。高校においては、スクールカウンセラーと連携して教育相談体制の充実を図り、引き続き人間関係づくりを進める必要がある。 ○ 障がいのある子どもに対するいじめや人権侵害事象の根絶をめざし、すべての学校での障がい者理解教育の充実に向け、より、学校現場のニーズに応じた研修会の実施や指導資料集の活用の促進に努める必要がある。 ○ 人権教育のための教材集・資料や在日外国人教育推進のために作成した教材・資料等の有効活用を引き続き促進させる必要がある。 <p>【国際教育理解・福祉教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 近年、日本語指導が必要な児童生徒が増加及び散在化しており、受入体制の整備及び支援を引き続き充実させる必要がある。 ○ 福祉教育については、総合的な学習の時間や特別活動等を通じて、体験学習などの充実に取り組むとともに、各教科、道徳との関連を整理し、計画的、発展的に指導を行う必要がある。
--	--

重 点 施 策 中 間 評 価 票

施策名称	18 責任を持って行動できる大人への育成支援	関 係 部 局	大阪府教育委員会
施策体系	【基本方向Ⅱ】 子どもが大切にされ、健やかに心豊かに成長できる社会づくり		【子どもの将来像】 チャレンジできる子ども 【子育て目標】 豊かな心を育む
施策概要	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導を充実させます。 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちの自主的・主体的な活動の創造や充実 ・「こころの再生」府民運動の推進 ・児童生徒への指導・支援体制の充実 ・不登校の未然防止や学校復帰のための支援の推進 ・いじめ・暴力行為等生徒指導上の課題対応と子ども自身の問題解決力の育成 ・携帯電話等の課題に対する総合的な対策の推進 		
取組の成果	<p>【生徒指導の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「ルールやマナーを守る割合」については、平成 24 年度、小学校 95%、中学校 90%(府教育委員会調べ)であった。 ○ 暴力行為発生件数・いじめ認知件数は平成 22 年度と比べて小・中・高校いずれも減少している。 ○ 不登校児童生徒数については平成 22 年度と比べて小・中学校ではほぼ横ばい、高校では増加している。 <p>【諸問題に対応する的確な教育の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境教育について、府内小・中学校での実施の拡充を図るため、府ホームページや市町村教育委員会担当指導主事会で積極的に取り組む学校の事例を紹介し、普及を図った。その結果、全ての小・中学校において、環境教育が取り組まれるようになった。 ○ 公立小学校の芝生化を推進：H21 年度までの累計 67 校園所 ⇒ H24 年度までの累計 202 校園所 ○ 学校における ICT 環境が充実し、教員の ICT 活用指導力が向上した。 ○ 法教育の推進について、平成 23 年度に、小・中学校では「法や決まりの意義」等の内容を含む『夢や志をはぐくむ教育』を全小・中学校に配付し、高校では「『志（こころざし）学』研究開発事業 教師用指導書（完成版）」に法教育に係る指導資料を掲載して全府立高校に配付し、一部の高校で資料を活用した授業を実施した。 		
中間評価	<p>【生徒指導の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ いじめ及び暴力行為については、命にかかる事案や犯罪につながる可能性のある事案もあることから、その根絶に向け取組む必要がある。更に、実態把握を行う際には、いじめの認知件数を含め、その解消率にも注目すべきであり、そのために学校において共通した対応が可能になるよう市町村教育委員会に指導・助言を行う必要がある。 ○ いじめ等の被害にあった児童生徒の支援にはスクールカウンセラーなどの専門家や第三者性をもつ民間相談機関等、相談体制の充実が必要である。 ○ いじめ・問題行動に対しては、特色ある取組を収集し、府内全市町村に情報発信する必要がある。 ○ 暴力を伴ういじめや携帯電話やインターネット上のいじめ等への対応は、専門性が求められることから、学校や市町村教育委員会が関係機関と迅速な連携を図れるよう働きかける必要がある。 ○ いじめを許さない学校づくりを進めるため児童生徒が自主的・主体的な活動に取り組めることを推進する必要がある。 ○ 不登校児童生徒については、市町村において不登校を所管する教育支援センターや福祉機関と連携した支援について指導・助言をする必要がある。 ○ 高校においては、スクールカウンセラーとの連携した校内の支援教育や教育相談体制の充実が図ったところであり、今後も継続した取組とともに、中退の未然防止とあわせて、中高連携や人間関係づくりを強化していく必要がある。 <p>【諸問題に対応する的確な教育の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ すべての小・中学校での取組の拡充に向けて、環境教育の積極的な取組の共有や、企業等の環境教育プログラムの活用を推進する必要がある。 ○ 教員の授業中における ICT 活用指導力をさらに向上させる必要がある。 		

重 点 施 策 中 間 評 価 票

施策名称	19 文化を通じた次世代育成	関 係 部 局	府民文化部都市魅力創造局文化課			
施策体系	【基本方向Ⅰ】 子どもが大切にされ、健やかに心豊かに成長できる社会づくり		【子どもの将来像】 チャレンジできる子ども			
			【子育て目標】 豊かな心を育む			
施 策 概 要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文化が子どもを育てます。本物に触れることにより、将来の夢や希望につながっていきます。 ○ 子どもたちの発達・成長段階にあわせて、文化に親しみ、参加、表現する機会の充実を図ります。 ○ できるだけ幼少の時期から文化に親しみ参加する機会を持つことが重要であることから、地域力再生に向けた取組と連携しながら、「文化力豊かな地域づくり」を進めていきます。 					
取 組 の 成 果	<ul style="list-style-type: none"> ■芸術鑑賞やアーティストとの触れ合いを促進 <ul style="list-style-type: none"> ・人材バンクやプログラム集の整備、紹介（アーティストの人材バンク登録件数 平成24年度末現在 個人96件、団体148件） ・芸術鑑賞やワークショップなどの実施支援（芸術文化振興補助金交付件数 平成24年度 19件） ■授業やクラブ活動への支援促進 <ul style="list-style-type: none"> ・人材バンクやプログラム集の整備、紹介（上記に記載） ・吹奏楽部への講師派遣（派遣音楽指導 平成24年度 30校） ・発表の場の提供（咲洲庁舎1階の公開空地(フェスパ)の活用 平成24年度 4事業・62団体） 					
中間評価	<table border="0"> <tr> <td>課題と対応</td> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ■芸術鑑賞やアーティストとの触れ合いを促進 <ul style="list-style-type: none"> ・府内で活動するアーティストの情報や地域におけるワークショップの実施方法を府のホームページで紹介する事業を今後とも実施し、広く提供していく。 ・子どもたちに優れた芸術文化の鑑賞機会を提供する事業、ワークショップや共演により芸術文化を身近に触れることができる事業に今後とも補助を行う。 ■授業やクラブ活動への支援促進 <ul style="list-style-type: none"> ・学校におけるワークショップの実施方法やプログラム集の情報について、府のホームページで引き続き提供する。 ・様々な学校のクラブ活動の発表の場を提供するなど、一層の文化活動の振興を図る。 </td></tr> </table>			課題と対応	<ul style="list-style-type: none"> ■芸術鑑賞やアーティストとの触れ合いを促進 <ul style="list-style-type: none"> ・府内で活動するアーティストの情報や地域におけるワークショップの実施方法を府のホームページで紹介する事業を今後とも実施し、広く提供していく。 ・子どもたちに優れた芸術文化の鑑賞機会を提供する事業、ワークショップや共演により芸術文化を身近に触れることができる事業に今後とも補助を行う。 ■授業やクラブ活動への支援促進 <ul style="list-style-type: none"> ・学校におけるワークショップの実施方法やプログラム集の情報について、府のホームページで引き続き提供する。 ・様々な学校のクラブ活動の発表の場を提供するなど、一層の文化活動の振興を図る。 	
課題と対応	<ul style="list-style-type: none"> ■芸術鑑賞やアーティストとの触れ合いを促進 <ul style="list-style-type: none"> ・府内で活動するアーティストの情報や地域におけるワークショップの実施方法を府のホームページで紹介する事業を今後とも実施し、広く提供していく。 ・子どもたちに優れた芸術文化の鑑賞機会を提供する事業、ワークショップや共演により芸術文化を身近に触れることができる事業に今後とも補助を行う。 ■授業やクラブ活動への支援促進 <ul style="list-style-type: none"> ・学校におけるワークショップの実施方法やプログラム集の情報について、府のホームページで引き続き提供する。 ・様々な学校のクラブ活動の発表の場を提供するなど、一層の文化活動の振興を図る。 					

重 点 施 策 中 間 評 価 票

施策名称	20 職業教育の推進～産学接続コース～	関 係 部 局	府民文化部私学・大学課
施策体系	【基本方向Ⅲ】 青少年が自立した個人として、夢と創造性を育むことができる社会づくり		【子どもの将来像】 自立し未来を担う子ども 【子育て目標】 自ら決める力を養う
施策概要	<p>○ 企業が求める人材育成を専修学校が受託し、企業と専修学校が協力して、生徒に就職などの「出口がみえる」職業教育を提供します。</p> <p>具体的な流れ</p> <p>【産学接続コースの要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 専修学校と企業が「職業教育協定」を締結 ② 企業の人材育成ニーズに沿った「職業教育カリキュラム」を専修学校と企業が作成 ③ 企業は学生に実践的な現場研修の場を提供（生徒の職業能力向上をサポート） ④ 労働法規などの法令を遵守 ⑤ 学生の希望に沿った就職ができるなど、学生に「出口がみえる」職業教育を提供 		
取組の成果	<p>【ガイドラインの策定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「産学接続コース」の普及を図るため、コースの要件やモデルとなる取組み等を掲載したガイドラインを策定した。（平成 21 年 9 月） ○ 「産学接続コース」の対象分野を、医療や福祉分野などに拡大することあわせて、ガイドラインの見直しを行った。（平成 23 年 1 月） <p>【コースの推奨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 21 年度 10 校 25 コース（観光、グルメ、ファッション分野が中心） ○ 平成 22 年度 18 校 34 コース（医療、福祉分野にも拡大） ○ 平成 23 年度 22 校 44 コース（ものづくり等の全分野に拡大） ○ 平成 24 年度 21 校 38 コース 		
中間評価	<p>○ 国において、平成 25 年度に制度創設された「職業実践専門課程」の認定要件などを踏まえ、今後のコース要件等を検討する必要がある。</p>		

重 点 施 策 中 間 評 価 票

施策名称	21 障がい児の就労支援・障がい者の雇用促進	関 係 部 局	商工労働部雇用推進室就業促進課、福祉部障がい福祉推進室
施策体系	【基本方向Ⅲ】 青少年が自立した個人として、夢と創造性を育むことができる社会づくり		【子どもの将来像】 自立し未来を担う子ども
			【子育て目標】 自ら決める力を養う
施策概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「障がい者雇用ナンバー 1・大阪」の実現に向け、障がい者と企業との橋渡しや障がい者雇用を増やす支援を強化します。 ◆ 障がい児の就労支援・障がい者の雇用促進 <ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者のニーズに沿った就労を支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援学校等の進路指導などで有効な情報等を活用する仕組みの構築 ・ 就業体験学習 ・ 就労を通じた社会的自立をめざすための支援学校の配置 など ● 障がい者一人ひとりに対するきめ細やかな支援 <ul style="list-style-type: none"> ・個人ごとに支援計画を策定 ・支援計画に基づく企業とのマッチング ・就労支援員を対象とした人材養成研修等の企画・実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◆企業の雇用促進 <ul style="list-style-type: none"> ●障がい者雇用に積極的な事業所を顕彰 ●障がい者雇用促進のための条例（ハートフル条例）制定 <ul style="list-style-type: none"> ・企業での雇用の促進等と障がい者の就労支援の両面から施策を推進 ・府と取引等の関係にある事業主に対して法定雇用率の達成を誘導 ●障がい者雇用促進センターの開設 <ul style="list-style-type: none"> ・府と取引等の関係にある事業主の法定雇用率早期達成に向けた指導・支援 ・障がい者雇用に関する施策の情報提供、職域開拓等の相談助言 ・特例子会社設立のための働きかけ 	
中間評価	<p>【障がい児の就労支援・障がい者の雇用促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福祉施設からの一般就労移行を図るため、障がい者福祉施設等において一般就労を希望する障がい者に対し、個々人の適性とニーズに沿った実習・雇用・受入先企業の開拓を行うとともに、就労マッチングから職場定着まで、地域の障害者就業・生活支援センターと連携しながら、きめ細やかな支援の実施を行った。 就労実績 平成 21 年度 512 人、平成 22 年度 594 人、平成 23 年度 784 人、平成 24 年度 1,001 人 <p>【企業の雇用促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大阪府ハートフル企業顕彰制度により、障がい者雇用の促進に貢献し、功績が顕著である企業の活動を評価・表彰するとともに、その取組みや活動内容を広く府民に広報し、企業における障がい者雇用の理解の促進を図った。 ○ハートフル条例（平成 22 年 4 月施行）の対象となる法定雇用率未達成事業主に対して、障がい者雇入れ計画の提出を指導し、平成 25 年 9 月末までに 689 社の雇入れ計画の提出を受けた。提出された雇入れ計画の達成に向けた誘導・支援を行った結果、達成状況報告書の提出を受けた 358 社のうち、法定雇用率を達成した企業は 248 社となった。 ○「大阪府障がい者雇用促進センター」（平成 21 年 7 月設置）において、障がい者雇用に取り組もうとする事業主に対し、専門家の派遣のほか、国の助成金制度など雇用支援制度に関する情報提供やセミナーの開催など、個々の事業主のニーズや状況に応じたきめ細かな支援を行った。また、特例子会社の設立を検討する事業主に対し、設立・運営に必要なアドバイスやハートフル税制をはじめとする支援制度に関する情報提供を行い、平成 22~24 年度の間に新たに 9 社の特例子会社等の設立を促進した。 <p>【障がい児の就労支援・障がい者の雇用促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○就労実績の少ない就労移行支援事業所に対し、支援スキル・ノウハウの向上を図るとともに、地域の就労支援ネットワークを強化することにより、福祉施設からの一般就労移行を促進させ、「大阪府障がい福祉計画」に定める数値目標の達成をめざす。 <p>【企業の雇用促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成 25 年 4 月より法定雇用率が引き上げられ（民間事業主 1.8% ⇒ 2.0%）、雇用義務が生じる事業主が拡大（56 人以上 ⇒ 50 人以上）されたことから、新たに法定雇用率の対象となった事業主向けの雇用セミナーや人材のマッチング支援を行うとともに、法定雇用率引き上げに伴い不足数が増加する従業員規模の大きな事業主に対しても、特例子会社設立の働きかけなど、更なる障がい者の雇用促進に向けた取り組みを行っている。 ○また、平成 30 年 4 月から精神障がい者の雇用が義務化されることに伴い、更なる法定雇用率の引き上げが見込まれることから、精神障がい者の雇用に関するセミナーの開催や企業の状況に応じた精神障がい者の雇用の働きかけ等により、企業における精神障がい者の雇用促進を図っていく。 		

重 点 施 策 中 間 評 価 票

施策名称	22 若年無業者（ニート）の支援	関 係 部 局	商工労働部雇用推進室就業促進課																				
施策体系	【基本方向Ⅲ】 青少年が自立した個人として、夢と創造性を育むことができる社会づくり		【子どもの将来像】 自立し未来を担う子ども 【子育て目標】 自立し、次代を担う大人へ																				
施策概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ ニート状態にある若者の職業的自立に向け、大阪府若者サポートステーションを中心に他の支援機関と連携しながら臨床心理士等によるカウンセリングや、就労訓練・体験を通じて就労意欲を高め、自ら就職活動ができよう支援します。 																						
取組みの成果	<p>■大阪府若者サポートステーションの支援実績</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">利用者数</td> <td style="width: 33%;">平成 23 年度</td> <td style="width: 33%;">平成 24 年度</td> <td style="width: 33%;">平成 25 年度</td> <td style="width: 33%;">(8月末まで)</td> </tr> <tr> <td>カウンセリング数</td> <td>3, 261 件</td> <td>2, 152 件</td> <td>1, 260 件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>進路決定者数</td> <td>130 人</td> <td>119 人</td> <td>50 人</td> <td></td> </tr> </table> <p>■大阪府における若年無業者（ニート）数の減（就業構造基本調査）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">平成 19 年</td> <td style="width: 33%;">55, 300 人</td> <td style="width: 33%;">⇒ 平成 24 年</td> <td>43, 300 人</td> <td>12, 000 人の減 減少率 21.7%（全国第 7 位の減少率）</td> </tr> </table>			利用者数	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	(8月末まで)	カウンセリング数	3, 261 件	2, 152 件	1, 260 件		進路決定者数	130 人	119 人	50 人		平成 19 年	55, 300 人	⇒ 平成 24 年	43, 300 人	12, 000 人の減 減少率 21.7%（全国第 7 位の減少率）
利用者数	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	(8月末まで)																			
カウンセリング数	3, 261 件	2, 152 件	1, 260 件																				
進路決定者数	130 人	119 人	50 人																				
平成 19 年	55, 300 人	⇒ 平成 24 年	43, 300 人	12, 000 人の減 減少率 21.7%（全国第 7 位の減少率）																			
中間評価	<p>■課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国のニート対策事業や子ども若者育成支援推進法（府青少年課所管）推進の動きとの連携強化 ○府内関係部局及び教育界・地域・N P O、企業等各界との連携強化 ○府民へのニートに対する理解と協力の促進 ○ニート就労支援方策（職場体験先・就職先の確保、若者の職業的自立）の強化 <p>■対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国の地域若者サポートステーション事業の積極的活用 市町村やニート支援団体に対し、地域若者サポートステーション事業の実施を働きかけ 平成 25 年度現在 府内 8ヶ所設置 ○ニート地域支援サポート事業の実施 市町村の支援拠点に対して、おおさか府若者サポートステーションが持つ支援ノウハウを伝授するとともに、必要に応じて支援対象者を誘導するなど連携の強化を図った。 ○大阪府若者サポートステーション支援ネットワーク推進会議の開催 当該会議に新たな企業やN P O等の参画を図るなど更なるネットワークの拡充を図った。（H25.7月現在 行政機関：39 機関、N P O等：16 団体、企業：1 企業） ○レイブル応援プロジェクト事業の実施 ニートの中で働く意志をもち行動を起こしている若者をレイブル（late bloomer=遅咲き）と提唱するなど、各種取組みを通じてレイブルの就労・自立を応援 ○レイブルの就労モデルの構築 ニート状態の若者に理解のある複数の企業と共同し、職場体験から就職まで視野に入れた自立支援プログラムにより、レイブルの職業的自立を図る事業を実施 ○平成 25 年 9 月より、JOB カフェ O S A K A 、JOB プラザ大阪、大阪府若者サポートステーション、大阪東ハローワークと一体的運営を行う「O S A K A しごとフィールド」内のサポートステーションコーナーとしてリニューアルし、総合的な就労支援拠点としての機能を高めた。 ○これまでの、JOB カフェ OSAKA 、JOB プラザ大阪及び大阪府若者サポートステーション（OSAKA しごと館）を、平成 25 年 9 月より、大阪東ハローワークと一体的運営を行う「O S A K A しごとフィールド」にリニューアルし、その中のサポートステーションコーナーとして、大阪府の総合的な就労支援拠点の機能を高めた。 																						

重 点 施 策 中 間 評 価 票

施策名称	2.3 若者の就職支援～JOB カフェ OSAKA (→OSAKA しごとフィールド内 JOB カフェコーナー(平成25年9月より))～	関 係 部 局	商工労働部雇用推進室 就業促進課
施策体系	【基本方向Ⅲ】 青少年が自立した個人として、夢と創造性を育むことができる社会づくり		
【子どもの将来像】 自立し未来を担う子ども 【子育て目標】 自立し、次代を担う大人へ			
施策概要	<p>○ 求職者の状況に応じた就職活動のアドバイスからカウンセリング、各種情報提供、就職セミナー、正社員を中心とした求人による職業紹介など、一貫したサポート体制によって、正社員を目指す若者を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■コンセプト：「中小企業の人材確保支援」と「若者の雇用環境の改善（正社員での雇用）」を目的に運営 ■事業スキーム：公共の責任で運営する「UPスクエア」と民間の職業紹介業者が独自に運営する「就職SHOP」で構成 カウンセリングから就職に至る官民協働方式による若者の就職支援サービスを提供 ■対象者：概ね15歳～34歳の就職を希望する若者 		
中間評価	<p>取組みの成果</p> <p>利用者数 平成23年度 78,343人 平成24年度 52,740人 平成25年度 17,043人（8月末まで） 就職者数 平成23年度 5,711人 平成24年度 4,800人 平成25年度 1,607人（8月末まで） * 公共部分のUPスクエアでは来場者の状況に応じて相談を行っている。初めて利用する来場者全員に対しては20分の相談時間を設け、施設ガイドに加えて、ポイントを抑えたアドバイスを実施している。 * 就職相談は、前日までに予約し、50分間じっくり相談を受けられるものと、当日順番待ちによって受けられる20分間のものを実施 * 2009.11から応募先の決まった方を対象に面接特訓を実施。特訓を受けた1,425名のうち638名が就職決定した * 民間部分の就職SHOPについては(株)リクルートキャリアが独自で運営。「書類選考なし、人物本位の選考」をコンセプトに正社員求人を紹介 平成23年度 358人、平成24年度 380人、平成25年度（8月末まで）95人を就職につなげた</p> <p>課題と対応</p> <p>平成25年9月より、JOBプラザ大阪、大阪府若者サポートステーションと統合し、「OSAKAしごとフィールド」内のジョブカフェコーナーとしてリニューアルした。 * 府のきめ細やかなカウンセリングや就職セミナーで若者のキャリア形成を支援する * 若者を企業につなげる支援を強化するために、施設内に設置したハローワークコーナーの豊富な求人情報を活用し、その人に応じたミスマッチの少ない求人情報を提供する * 人材の採用、育成に積極的な中小企業に対して、人材育成や採用を支援するサービスを開始。企業の求人ニーズを把握し若者への情報提供を行う</p>		

重 点 施 策 中 間 評 価 票

施策名称	24 市町村と連携した地域支援ネットワークの構築	関 係 部 局	政策企画部青少年・地域安全室
施策体系	【基本方向Ⅲ】 青少年が自立した個人として、夢と創造性を育むことができる社会づくり		【子どもの将来像】 自立し未来を担う子ども
			【子育て目標】 自立し、次代を担う大人へ
施策概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ ニート、ひきこもり等の課題を有する青少年を地域社会で支援するため、市町村と連携して、教育、福祉、医療、雇用等の関係機関が参画するネットワークの構築を進めます。 ○ 市町村と連携して、課題を有する青少年を支援する教育、福祉、医療、雇用等の関係機関が参画するネットワークを整備します。 ○ 地域支援ネットワークの中核となる NPO の育成を進めます。 ○ 青少年や保護者の相談にワンストップで対応する窓口を整備します。 		
中間評価	<p>【ひきこもり等青少年の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 24 年度より、府内 10 か所に NPO 等が運営するひきこもり等青少年の支援拠点である「子ども・若者自立支援センター」を開設し、相談支援や訪問支援、居場所の提供等を行い、ひきこもり等青少年の自立に向けた支援を実施している。平成 24 年度は、のべ 6,514 名、実数 633 名を支援した。 <p>【関係機関とのネットワーク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ センターを運営する NPO 等が中心となって、地域の市町村や関係機関と連携したネットワークづくりに向けた取組みを行っている。 ○ ひきこもり等センター連絡会やひきこもり等青少年市町村連絡会、ひきこもり等青少年支援民間支援機関連絡会議を設置し、関係機関との連携を図っている。 <p>【NPO の育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ひきこもりの支援は支援対象者が自立に至るまで支援者が寄り添って適切な支援を提供していく必要があり、支援員となる人材の育成や支援スキルの向上が重要である。そのため、NPO で支援を行う支援員等を対象とする研修システムを構築し、支援員のスキルアップを目的とした研修を実施している。 <p>【ワンストップ窓口の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 府内 10 か所の「子ども・若者自立支援センター」が窓口となり相談を受け、支援対象者の見立てを行い、必要に応じて連携する関係機関につなぐなど適切な支援を実施している。 <p>【ひきこもり等青少年の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国の制度を活用し、継続的にひきこもり等青少年を支援する取組みを進めていくためには、住民に最も身近な自治体として市町村が積極的に支援を進めていくことが求められるが、ひきこもり支援に対する市町村の姿勢にはバラつきがあるため、国の制度を活用するよう市町村に働きかけていく必要がある。 <p>【関係機関とのネットワーク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 前述のとおり、ひきこもり支援に対する市町村の姿勢にはバラつきがあり、市町村連絡会に参画していない市町村もあることから、NPO 等と連携した支援を実施するよう積極的に働きかけを行っていく必要がある。 <p>【NPO の育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 支援員のスキルアップにより NPO がより充実した支援を提供できるよう、研修の実施にあたっては、研修の内容等を充実していく必要がある。 <p>【ワンストップ窓口の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 窓口に青少年や保護者がつながったのち、それぞれの状態に応じて適切な支援を受けられるように、関係機関と緊密に連携を行う必要がある。 		